



2023年1月号

ニュースナビ



国連障害者権利委員会「総括所見」は特別支援教育をどうみたのか

奈良教育大学／全障研全国委員長 越野和之（こしの かずゆき）

国連障害者権利委員会の「日本の報告に関する総括所見」（2022年9月9日。以下「総括所見」）が、日本政府に対して「分離された特別な教育をやめるよう要請」したなどと報じられ、波紋を呼んでいます。総括所見を適切に受けとめ、この国に暮らす障害児者・家族の権利保障に生かしていくために、その内容をどうとらえたらよいでしょうか。

教育に関する勧告の概要

総括所見のうち、教育について言及しているのは、第51項と第52項です。そこに示された「懸念事項」と「勧告」はいずれも（a）～（f）の6項目、その内容を短く要約すれば次のようにになります（より詳しい要約および日本語仮訳については全障研委員長談話およびそれに付した仮訳を参照してください（右記QRコードからどうぞ））。



- （a）隔離された特殊教育の永続化への懸念とインクルーシブ教育への権利の確認。
- （b）通常の学校へのアクセスの確保と文部科学省4.27通知の撤回。
- （c）障害のあるすべての子どもに対する合理的配慮の保障。
- （d）通常の教育の教師の研修および意識変容。
- （e）通常学校におけるさまざまな障害に即した補助的・代替的コミュニケーション

（AAC）の保障。

（f）高等教育（大学入試および入学後の学修・研究）における障害学生に対する社会的障壁を除去するための国レベルの包括的政策の策定。

（b）から（f）までの内容は、通常の学校、通常の学級を含み、さらに初等中等教育段階だけでなく、高等教育など（さらに言えば就学前の教育や社会教育、生涯学習、職業訓練等）も含んで、障害のある子ども、青年、成人の教育を受ける権利の保障と、そのための諸条件の整備を求めてきた私たちの要求と基本的に一致するものです。またそれは、これらの各領域における教育条件を貧しいものに留め置き、障害のある人たちの学習し、発達する権利を侵害してきたこの国の教育行政への批判としても、重要な内容を含んでいます。

特別支援教育への批判＝「特殊教育の永続化」

他方で、総括所見は（a）の内容において、私たちに大きな衝撃を与えました。それは、総括所見におけるsegregated special educationが「分離された特別な教育」と訳されたことに由来し、特別支援学校や特別支援学級の「存続」（perpetuation）そのものが懸念の対象とされ、それを「やめる」ための国家行動計画の策定等が求められたと理解されたからです。し

障害者権利条約（公定訳）

第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - （a）人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - （b）障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - （c）障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

かしこの理解は妥当でしょうか。私は、日本政府報告書において「特別支援教育」の訳語として多用されたspecial needs educationが、総括所見ではほとんど用いられていないことに注目します。それは、権利委員会の目から見ると、日本の特別支援教育は引き続きspecial education（特殊教育）の性格を脱していない、という認識を示しているように思われるからです。

「障害の種別と程度に基づいて特別な場で行う特殊教育から、障害のある子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育へ」というキャッチコピーにもかかわらず、日本では相変わらず、障害に応じた特別な指導・支援は、特別な場（特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室）以外には用意されていません。特別支援教育の成果を主張する政府報告にもかかわらず「特別な場」で学ぶ子どもの数は増え続け、それらの学びの場の教育環境は劣悪さを増しています。そして、こうした状況は通常学校・通常学級が、障害のある子どもへの排除圧力を強め続けていることと深く結びついています。

総括所見は、日本におけるこうした状況を「特殊教育の永続化（perpetuation）」ととらえ、その問題点を指摘したのだとみるべきです。そして、こうした状況を転換するためにこそ、総括所見は、条約の締約主体であり、その実行に責任をもつ日本政府に対して、インクルーシブ教育への権利の承認を求め、その実現のための国レベルの行動計画の策定を求めたのです。総括所見は、私たちの暮らすこの国が、権

利条約第24条第1項の示す「教育についての障害者の権利」を実現する社会となりゆくための諸課題をリアルにとらえるための重要な指針と言えるのではないかでしょうか。

特別な学びの場を権利保障の基盤に

とは言え、「隔離された特殊教育の廃止」という総括所見の文言をめぐる問題は残ります。私たちには、通常の学校・学級とは異なる教育の場および教育課程を基盤としながら、障害のある子ども、青年の人間としてのゆたかな発達の実現を期してとりくんできた教育実践の蓄積があり、そのさらなる発展は、障害のあるすべての子ども・青年の「教育についての権利」の実現を展望する上では欠くことのできないものだと考えられるからです。

他方で、これら特別な場における教育には、学校数が少なく、長時間通学を余儀なくされることや、知的障害がある場合の18歳以降の教育がきわめて狭く閉ざされていることなど制度レベルのものから、発達の可能性を限定する子ども観や、18歳での「100%就労」を強要する教育課程など、教育実践の水準におけるものまで、差別的なとおりあつかいが重層的に残存しています。それらを一つ一つ確実になしていくことと結びながら、特別な場によって生み出されてきた教育実践をさらに発展させ、それを基礎づける教育条件を整えていくこと。こうした努力もまた、「隔離された特殊教育の廃止」を展望するもう一つの道ではないか。総括所見に對しては、このような論点もまた提起される必要があるものと私は考えます。